

初期幕藩体制における意思伝達のメカニズム

花岡, 興史

<https://doi.org/10.15017/1500475>

出版情報：九州大学, 2014, 博士（比較社会文化）, 課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済



氏名	花岡 興史				
論文名	近世幕藩体制における意思伝達のメカニズム				
論文調査委員	主査	九州大学	教授	服部	英雄
	副査	九州大学	教授	高野	信治
	副査	九州大学	教授	中野	等
	副査	熊本大学	名誉教授	吉村	豊雄
	副査	鈴峯女子短期大学	非常勤講師	光成	準治

論文審査の結果の要旨

本論文は、初期幕藩体制の中で幕府が発給する奉書を中心とした文書が、どのようなプロセスにより発給され、それはどのような政治的過程を経て大名に伝達されたか、また徳川幕府の権力は文書を介することでいかに創出されたかという疑問を、老中体制の成立を基軸においてその特質にアプローチしたものである。

序編では、本論のテーマとなる江戸幕府の意思を伝達する手段の一つである「奉書」が、中世におけるそれと異なり書状形式であるということに触れて、近世古文書学の中での位置づけを行っている。

第一部「江戸幕府の奉書発給にみる『一国一城令』の伝達と効力」では、一国一城令が従来言われているような「令」という認識ではなく、連署奉書で発給されていることに着目し、古文書学に基づき「奉書」が本来持っている限定的かつ時限的な性格がありながら「一国一城令」と呼ばれたことに対する批判を行っている。また、この「令」は、徳川氏と豊臣氏の二重公儀体制が完全に解消したタイミングで出されており、時勢を理解した各大名たちが「奉書」「内意」「外聞（情報収集）」など様々な受け取り方を行っていることを明らかにした。これが、この「令」の不統一さを生み出していることも述べている。さらに、将軍秀忠によるこの奉書に、大御所家康の出頭人である本多正純・金地院崇伝がかかわっていることから、実際の「奉書」発給は将軍以外も関与していることを指摘した。また、従来からいわれている寛永十五年（1638）島原一揆後の破却も、細川家史料を中心に再分析し、さらに考古学的見知からその実態を再検討した。

以上のことから、二重公儀体制が完全に解消した直後に出された一国一城令は、その時勢や奉書であるということから、不統一感を払拭できずその成果は島原一揆を経て、その実態を各大名が認識したことを論じている。

第二部「天草・島原の乱にみる幕藩間の意思伝達」では、老中月番制により出頭人体制が否定され、かつ老中が具体的に関与できない状況で、幕府の意思伝達が遠隔地にどのようになされているかを上方の政治機構を中心に分析している。西国支配の要となる上方は、京都所司代・大坂城代・大坂定番・大坂町奉行の四者（上方衆とよぶ）で上方軍事機構を掌握していた。これが効力を発揮したのが、寛永14年（1647）に勃発した島原一揆の時であった。この一揆についての上方衆の軍事指揮、特に初動について幕藩間の意思伝達をみることにより江戸幕府の支配機構の一端を明らかにしている。

本稿は、江戸と遠隔地における意思伝達のタイムラグをどのように克服するかという観点から、その中間にある上方衆の初動を中心に論述している。その中で、将軍の命令として大名に認識され

る「奉書」が実は老中だけではなく、上方衆からも限定的であるが発給されている、いわば「上方衆奉書」の存在がある点を指摘した。また、この奉書を発給できる権限は上方衆に留まらず、遠隔地である島原に派遣された上使衆にも与えられており、現地で独自に発給された「上使衆連署奉書」呼ぶべき「奉書」があったことも取り上げている。つまり將軍の意を奉ずる「奉書」が、彼の許可を待たずして発給されるものが存在したことを明らかにした。

以上から、奉書の発給というものは、幕藩体制の初期段階、しかも有事においては極めて柔軟性があることを論じている。

第三部「大名城郭普請許可にみる幕藩関係と政治機構」では、大名家に残った史料を積極的に利用することにより、老中奉書の発給プロセスとそれに取次として介在する「大老」の存在を明らかにし、そこにみえる寛永15年（1648）の老中体制確立後の政治体制を論じている。

このように本研究は江戸時代初期における政治構造の解明を多角的な視点で分析したもので、古文書学的な検討による解析に加え、考古学的史料も活用して、両者を整合して新知見を示したもので、今後のこの分野の研究に貢献するものである。

よって、博士（比較社会文化）の学位に値する業績と判断した。